

令和3年度

受験票

(受験当日は必ず持参のこと)

写真貼付

(志願書の写真と同じものを貼付すること)

(氏名)

受験番号	※
------	---

※面接試験：8月1日・2日

受付時間 ①・②・③・④・⑤・⑥にて、
受付を____時____分から開始します。

石川県教育委員会

郵便はがき

□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---

63円切手を貼ること

(直接持参の場合は不要)

道府道都

郡市区

石川県教育委員会事務局教職員課

金沢市鞍月1丁目1番地

見

本

様

9	2	0	8	5	7	5
---	---	---	---	---	---	---

記入上の注意

- 黒のボールペンを用い、楷書で記入し、数字は算用数字を用いること。なお、※印のところは記入しないこと。
- 志願書の年齢は、令和3年4月1日現在の満年齢を記入すること。
- 学歴欄には、大学院・専攻科も順を追って記入すること。また、免許状取得のための通信教育も記入すること。学校コードについては、別表コード表から抽出し、番号を記入すること。
- 取得（見込）の教育職員免許状、栄養士等の免許はすべて記入し、取得済又は見込を○で囲むこと。なお、盲学校、ろう学校、養護学校教諭の免許状を取得している者は、次のように特別支援学校教諭の免許状とみなして記入すること。
盲学校専修→特別支援学校専修(視覚) ろう学校専修→特別支援学校専修(聴覚) 養護学校専修→特別支援学校専修(知的、肢体、病弱)
盲学校1種→特別支援学校1種(視覚) ろう学校1種→特別支援学校1種(聴覚) 養護学校1種→特別支援学校1種(知的、肢体、病弱)
盲学校2種→特別支援学校2種(視覚) ろう学校2種→特別支援学校2種(聴覚) 養護学校2種→特別支援学校2種(知的、肢体、病弱)
- 経歴については、留学等を含めて無職であった期間についても、その旨を記入すること。また、正規採用職(社員)と臨時的任用職(社員)の別がわかるように記入すること。
- 「賞罰」、「身体の都合で受験に際して必要な配慮」は、「有・無」を○で囲み、「有」の場合、その内容も記入すること。
- 免許・特技・資格の欄には、スポーツ(剣道2段など)、技能(第1種情報処理技術者試験合格など)、資格(司書教諭、社会教育主事、図書館司書、学芸員など)、所有免許(普通自動車運転免許など)等を記入すること。
- 「石川県の栄養教諭を目指すあなたの思い」の記述は、枠内に収めること。
- 「誓約文」には、志願書に必要事項を記載した月日を記入し、自筆署名すること。(押印は不要)
なお、地方公務員法第16条各号及び学校教育法第9条各号に該当しないか、必ず確認すること。(裏面参照)
- 志願書受理通知用の郵便はがきには、必ずあて名、住所及び郵便番号を書き、63円切手を貼って提出すること。(ただし、教職員課へ直接持参する場合、切手は不要)

教員(栄養教諭)採用候補者選考試験
志願書受理について

- 1 志願書及び添付書類を受理しました。
受験票は7月上旬までにお送りします。
- 2 次の○印の書類が不備のため受理を保留します。
月 日までに再提出してください。【必着】

- ①教員(栄養教諭)採用候補者選考試験志願書
- ②保有するすべての教育職員免許状の写し ()
- ③教育職員免許状取得見込証明書 ()
- ④連絡用封筒 () 枚
- ⑤切手 () 円分
- ⑥自己申告書
【総合教養の試験免除条件を満たす者】
- ⑦その他 ()

令和2年 月 日

石川県教育委員会事務局 教職員課

試験期日及び試験会場

試験区分	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査	令和2年7月18日(土)	石川県立 小松高等学校
面接試験	令和2年8月1日(土) 又は 令和2年8月2日(日)	

※ 試験会場の所在地

石川県立小松高等学校
小松市丸内町二ノ丸15番地 (0761)22-3250

※ 注意

- ・試験会場近辺は道路が狭いので、自家用車での来場を禁じます。
- ・試験会場は、冷房がきいていますので服装に留意してください。
- ・試験会場の教室には時計がありませんので、各自準備してください。
- ・試験会場内での携帯電話等の通信機器の使用は固く禁じます。

切り取らないこと

見本

切り取らないこと

地方公務員法

(昭和25年12月13日法律第261号)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者*
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※「その執行を受けることがなくなるまでの者」とは、執行猶予中の者のことを言います。

学校教育法

(昭和22年3月31日法律第26号)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者